**第22回**

JCGRコーポレートガバナンス調査

－JCGIndex Survey－

《修正版2024/9/24》

|  |
| --- |
| 質問項目【11】の質問文を修正しました |

今回調査より回答票はe-mailにて受領いたします

締め切り　2024年11月１日（土）

回答票の送り先：[survey2024＠jcgr.org](mailto:survey2024＠jcgr.org)

2024年9月24日

一般社団法人日本コーポレートガバナンス研究所

Japan Corporate Governance Research Institute

問い合わせ先

E-mail: survey-question＠jcgr.org

＊電話でのお問い合わせはお受けしておりません＊

一部、個人情報をご記入いただく箇所があります。  
詳細は５頁「個人情報のお取り扱いについて」をご覧下さい。

©本質問票の著作権は日本コーポレートガバナンス研究所にあります。

いかなる場合においても無断で引用・転載等をすることはできません。

|  |
| --- |
| この質問票をAdobe Readerで開いている場合は  質問に対する回答は直接入力が可能です  万一直接入力が不可能な場合には  Word版の質問票を使用してください  質問票リンク先：https://jcgr.org/survey/  問い合わせ先：[survey-question@jcgr.org](mailto:survey-question@jcgr.org) |

**＜前文＞**

**第22回JCGRコーポレートガバナンス調査(2024)へのご協力のお願い**

一般社団法人日本コーポレートガバナンス研究所（以下JCGR）は、2002年から東京証券取引所(以下「東証))第一部上場会社を対象にコーポレートガバナンス調査を行ってきましたが、2022年から新たに誕生したプライム市場上場企業を対象に調査を行っております。本年も通算第22回調査へのご協力をお願いします。

本調査においては、質問票に回答し返送してくださった会社についてガバナンス・インデクス（JCGIndex）を算出し、会社ごとにお返しいたします。個別の会社のJCGIndexは開示しませんが、回答会社全体の統計的特徴－分布の特性など－を公表いたします。ただし、後述の開示ポリシーのもとで、JCGIndexのスコアが高い会社については、会社名とJCGIndexスコアを開示します。以下に、コーポレートガバナンスおよびJCGIndex調査に関するJCGRの基本認識を明らかにしますので参考にしていただければ幸いです。

**コーポレートガバナンスとは**

コーポレートガバナンスとは何かについて色々な考え方がありますが、JCGRは、株式会社内における取締役会による経営のコントロールと考えます。株式会社は株主の出資により存在するものですから、資本主義経済においては株式会社の所有者は株主とされています。ただし、株式会社は法人という人ですから、人の所有を禁じられている社会では、法的には所有者はいません。株式会社の所有者は株主であるということはあくまでも経済的な意味においてです。

株式会社制度により、株主は会社の所有者であるにも関わらず、自らは会社経営にタッチせず、株主総会で選任した取締役が構成する取締役会に経営を委ねます。

取締役会は、執行役員を選任し、取締役会会合でなされた業務に関する意思決定の執行を執行役員に委ね、株主から会社を預かった受託者の責任として、意思決定を実現するために執行役員の執行を監督します。これが取締役会のガバナンスです。本質は株主のガバナンスの代行です。

**取締役会のガバナンスの変遷**

　わが国の株式会社制度は1889年公布・施行の明治商法に始まる。そこでは株主総会が最高意思決定機関であり、取締役会は業務執行機関であり、株主総会の決議に基づいて会社の日常的な業務を執行する役割を担っていました。そして、監査役が会社の業務執行状況を監査し、株主総会に報告するという役割分担でした。

　第二次大戦後の1950年、商法改正が行われ英米流の取締役会制度が導入され、株主総会の権限が縮小され、取締役会への権限委譲が進んだ。英米流の取締役会では、取締役会が監督機能を担うので監査役は置かれないが、わが国では、権限は若干縮小されたが監査役制度が温存されました。その結果、監督機能が取締役会と監査役とに分断され監督機能が形骸化する下地が残されることになりました。その後。粉飾決算など企業の不正が頻発したことから、その都度、監査役の権限を強化する制度改革が行われましたが、企業の不祥事や経営の非効率化が進み、グローバリゼーションが進む中、90年代のバブル崩壊に始まる「失われた30年」へと日本経済は混迷を深めることになりました。

　その反省から、21世紀に入り監査役制度改革から一歩踏み出し、そのころ英米で確立していた取締役会制度が、2003年の商法特例法により委員会等設置会社の名で導入され、監査役会設置会社との選択制が始まりました。翌年には会社法が商法から独立し、それを契機に委員会設置会社に改称されましたが、選択制はそのまま維持されました。その結果、政府の期待に反して、委員会設置会社への移行はほとんど進展しませんでした。

**アベノミクスのコーポレートガバナンス改革**

　2012年12月第二次安倍政権が誕生しました。安倍内閣は、翌月、日本企業の経営改革による日本経済の活性化と成長を本命とする経済政策を打ち出し、アベノミクスと称しました。目指すべき委員会設置会社への移行が進まないことから、監査役会設置会社との折衷案として第三の取締役会制度である監査等委員会設置会社を導入し選択肢に加えました。それとともに、株式会社制度を支えるのは株式会社の所有者である株主であるとの観点から、株式を保有する機関投資家に、株主として規律を求めて日本版スチュワードシップ・コードを導入しました。同時に、企業がそれに応えるべくコーポレートガバナンス・コードを定め、取締役会主導による経営改革を促しました。

**現代のコーポレートガバナンス・モデルとJCGRのJCGIndexサーベイ**

　アベノミクスは次の政権に引き継がれ、企業には取締役会主導による経営改革が求められています。コーポレートガバナンスに関する世界の流れにおいては、取締役会の標準モデルは、経営陣から独立な取締役会による経営陣の監督－監視・評価－というガバナンス体制です。政府の二つのコードと指名委員会等設置会社が手本としているのもこのタイプの取締役会で、わが国ではモニタリングボードと呼ばれています。

　注）取締役が執行役員を兼ねる取締役会はわが国の伝統的取締役会ではマネジメントボードと呼ばれます。JCGRは、マネジメントボードの目安を過半数の業務執行取締役、モニタリングボードの目安を過半数の非業務執行取締役としています。なお主業務が執行役員に対するアドバイスである時、アドバイザリーボードとも呼ばれます。

モニタリングボードとしての取締役会のガバナンスのあり方を、JCGRはJCGRコーポレートガバナンス原則として体系化しウエブサイトで公開しています。

JCGRコーポレートガバナンス原則　<https://jcgr.org/principles/>

JCGRは、皆さまの会社が、世界的に理想とされている取締役会にどの程度近いかを、上記原則に基づいて数値化しJCGIndexという指数で表現します。

　JCGRの目的は、第一に、日本全体のガバナンス改革の進行を数量化し、それにより日本のガバナンス改革を促進することであり、第二に、自社のJCGIndexにより皆さまの会社のガバナンスの現状を把握していただくことです。改革の余地があればお役に立てていただければまことに幸いです。

**個別企業のJCGIndexの開示ポリシー**

コーポレートガバナンスのあり方は、世界的に企業評価の重要な基準の一つとなっています。投資家はもちろん企業のあらゆるステークホルダーがコーポレートガバナンスのあり方に関心を持っています。グローバリゼーションのもと、これは世界的な傾向です。このような認識にもとづき、JCGRとしてはすべての会社に回答していただき、すべての企業のJCGIndexを公表できることを願っています。

しかし、当面は、JCGIndexが高い会社のうち、公表を承認していただいた会社についてのみ、会社名とJCGIndexを公表いたします。具体的には、全回答会社のうち、JCGIndexが上位の半数に入る会社については、承認をいただいた場合、優良ガバナンス・グループとして、会社名とJCGIndexとを公表いたします。

回答をいただいた会社におかれましては、自社のJCGIndexを社内外で活用されることを期待しています。ただし、その場合には、日本コーポレートガバナンス研究所のJCGIndexであることを明記していただきたくお願いいたします。

**JCGIndexサーベイの連続性**

**－第Ⅰ期調査から第Ⅱ期調査へ－**

JCGIndexサーベイは2002年から2017年まで16年間継続して実施してきました。この間、コーポレートガバナンスに関する制度も資本市場の期待も大きく変化してきました。JCGIndexの連続性を維持する観点から、質問項目等の変更は最小限に絞って来ましたが、2015年の年初に行った第13回調査においては、アベノミクスのコーポレートガバナンス改革を反映してある程度の変更をいたしました。

そして、JCGRの独立を機会に、16年間の調査を引き継ぎつつも、コーポレートガバナンス・コードやスチュワードシップ・コードを反映させて質問項目も配点も大きく変更しました。さらに昨年度、モニタリング・ボードを志向して質問内容を絞り込むことで、結果として皆さまの回答の負担を軽減することにつながっております。

**調査結果のフィードバックについて**

昨年度より、ご回答結果を取りまとめた報告資料による、フィードバックを行っております。全体版は回答各社に無料で配布させていただきますが、別途、個社別の仕様とした有料版の作成・ご提供も検討しております。有料版にご関心がある場合、質問票１頁の該当する「□」にチェックをお願いいたします。

**個人情報のお取り扱いについて**

本調査票には、一部、個人情報をおたずねする箇所があります。JCGRは、ご回答者の皆様の氏名や住所、メールアドレスのような特定の個人を識別できる情報 (個人情報) を適切に取り扱うことを、一般社団法人としての社会的責務であると深く認識し、ご回答者の皆様の個人情報を保護し、尊重することをお約束します。

1. 本調査における個人情報の収集目的は以下のとおりです。

「回答者」個人情報・・・ご回答各社に対する連絡に使用

1. JCGRは本調査の実施にあたり(有)地域情報設計研究所（CJK）に本調査票の発送・回収と統計的分析とを業務委託します。JCGRとCJKとの間には秘密保持契約が存在し、個人情報についても同契約の対象となっています。業務委託期間の終了後、本調査に関するデータの一切はJCGRに移管されます。CJKにおいては各企業の経年変化追跡に必要なデータを残すのみで、個人情報についてはあらゆる媒体について、データの削除もしくは媒体自体の廃棄が行われます。
2. 本調査票へのご記入によるJCGRへの個人情報のご提供は、ご回答者各位の自由意志に基づく行為と了解させていただきます。万一、JCGRによる個人情報のお取り扱いに不審がある場合には、当該個人情報記入欄を空白のままご返送ください。その場合、統計的分析に使用する情報につきましては欠損値として扱わせていただきます。
3. 企業代表者様もしくは窓口担当者様が、ご自身の個人情報の照会、訂正等を希望される場合には、次のメールアドレスまでご連絡いただければ、合理的な範囲で、すみやかに対応させていただきます。

＜問い合わせ先＞ [survey-question@jcgr.org](https://d.docs.live.net/a33c5fd3488ca9a2/JCGR/2024/survey-question@jcgr.org)

**質問票の構成**

「貴社の概要をお教え下さい」

Part Ⅰ　会社の目標と最高経営責任者ＣＥＯのリーダーシップ　【1】～【10】

Part Ⅱ　取締役会と取締役 【11】～【24】

Part Ⅲ　取締役会の監督 －指名・報酬・監査―　　　　 【25】～【35】

Part Ⅳ　取締役会の運営 【36】～【44】

Part Ⅴ　取締役会の実効性評価 【45】～【51】

**調査日程**

2024年 9 月 2 日（月） 調査票を各社取締役会事務局宛に送付開始

2024年11月 1 日（金） 回答締め切り（JCGIndexの返送は12月下旬）

2024年11月15日（金） 集計結果等の中間発表（JCGRホームページ）

2024年12月 2 日（月） 回答会社名およびJCGIndexの分析結果等の公表（同上）

**＜JCGRホームページ＞**

<https://jcgr.org/index.html>

**＜質問項目に関するQ&A＞**

<https://jcgr.org/2024/2024Q&A.pdf>

**＜調査に関する問い合わせ＞**

(有)地域情報設計研究所　ＪＣＧＲ調査係

E-mail：[survey-question@jcgr.org](https://d.docs.live.net/a33c5fd3488ca9a2/JCGR/2024/survey-question@jcgr.org)

＊電話での問い合わせは受け付けておりません＊

＜調査票返送先＞

今年度より調査票の返送はe-mailにて受領します

(有)地域情報設計研究所

E-mail：[survey2024@jcgr.org](mailto:survey2024@jcgr.org)

|  |
| --- |
| **日本コーポレートガバナンス研究所**  東京大学名誉教授  University of Michigan Mitsui Life Financial Research Center  若杉　敬明  専修大学名誉教授　国際基督教大学監事  大林　守  日本シェアホールダーサービス株式会社  藤島　裕三 |